

平成27年3月27日

## 預金保険料率の変更について

一般社団法人 第二地方銀行協会  
会 長 菊 池 康 雄

本日、預金保険機構の運営委員会において、預金保険料率の変更が決定されました。金融庁長官と財務大臣の認可取得を前提に、平成27年4月1日以降預金保険料率は、0.042%（実効料率）へ変更されることとなります。

平成27年度以降の中長期的な預金保険料率のあり方については、昨年夏以降、預金保険機構内に設置された「預金保険料率に関する検討会」において検討され、「平成33年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていく」ことを当面の目標として、この目標を確実に達成できる水準に定めることとする基本的な考え方がとりまとめられました。

私どもは、同検討会を通じて、①過去の預金保険料率引き上げ当時の状況や課題が解消していること、②責任準備金は着実に積み上がってきていること、③金融機関における預金保険料負担は非常に重くなっていること、等を踏まえ、預金保険料率を引き下げることが適当であると申し上げて参りました。

本日決定された預金保険料率は、セーフティネットとしての預金保険制度に対する信頼を確保しつつ、私どもの上記意見をも踏まえたものと受け止めております。

検討会でも指摘されているように、「金融機関による健全経営の努力」と「預金保険制度の適切な整備・充実」は、金融システム安定のための車の両輪であります。

私どもとしては、預金保険料率が引き下げられた際には、それを有効に活用し、今後とも健全な銀行経営に努め、引続きコンサルティング機能の発揮等を通じた金融仲介機能の一層の強化や、顧客利便性の向上により、地元企業の育成・支援、地域経済の活性化に努めて行く考えです。

以 上